

ひろた地域づくり協議会規約

(名称)

第1条 本会は、ひろた地域づくり協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、少子・高齢化が進む砥部町広田地域において、地域住民が自主的又は行政と協働して取り組む基盤組織として、地域の賑わい創出や活性化のための活動を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) まちづくりを实践するための調査研究、協議、企画立案に関すること
- (2) 広田地域の住民又は団体の交流、連携、協力に関すること
- (3) 行政等との協働に関すること
- (4) その他、協議会の目的達成に必要なこと

(構成員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同するもので構成する。

(事務局)

第5条 本会の事務局は、砥部町広田支所に置き、協議会の経理事務を担当し、帳簿等を管理する。

(役員)

第6条 本会に次に掲げる役員を置くこととし、会員の中から選任する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

(職務)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表して会務を総括するとともに、会議を招集して議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代理する。
- (3) 監事は、協議会の会計監査を担当する。

(任期)

第8条 役員任期は、2年とし再任を妨げない。

(会議の招集及び議決)

第9条 会議は、会長が必要と認めるときに開催する。ただし、構成員の過半数から請求があった場合、会長は速やかに会議を招集しなければならない。

2 議事は出席者の過半数によって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第10条 本会の経費は、助成金、その他収入をもって充てる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則等に関しては、会議において協議のうえ会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成28年8月8日から施行する。
- 2 本会の設立当初の会計年度は、第11条の規定にかかわらず、設立の日から平成29年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成29年5月19日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。